

社会福祉施設等における

インフルエンザ対策のポイント

みんなで知って、みんなで注意！

インフルエンザは感染力が非常に強いことから、ウイルスが施設内に持ち込まれないようにすることが施設内感染予防の基本となります。

●日常の管理

- 市内の発生動向や周辺の状態を把握しておく。(情報の収集)
- 利用者の健康状態を定期的にチェックする。(施設内発生状況の監視)
- 職員の健康管理(手洗いの徹底・健康管理の呼びかけ)
[職員に対し十分な栄養や睡眠をとることや、体調不良時、無理な出勤をしない など]
- 室温、湿度等環境管理に留意する。
- 外来者等に流行状況等を正しく伝え、注意を促す。
流行期においては施設の玄関に流行状況や対策などの掲示や、あらかじめ説明を行うなど、面会者に対して理解を求めめるための活動が必要である。
(状況に応じて面会等の制限を行うため)

●患者発生時の対応

- 発生動向の把握。利用者の健康状態をきめ細やく把握する。
(訴えの少ない方に対しては、検温等で対応する。)
- 利用者・職員の手洗いの徹底。特に介護の前後には必ず行う。
- 面会者に対して、手洗いの徹底やマスクの着用など感染予防策を徹底し、
面会場所も考慮する。
- 咳症状等、疑いがある方に対してマスクの着用を促す。(咳エチケット)
- 疑いのある方は、早めに受診することが重要
重症者は発生した場合の医療の提供体制も整備しておく。
(特に基礎疾患のある方が罹患した場合、重症化する場合があるので、注意深く観察)
- 感染拡大が認められる場合、状況に応じて、食堂や共同のレクリエーションなどの一時的な使用停止や中止及び症状のある人とない人の居室の分離など、拡大防止策を講ずる。
- 感染拡大時、主管課や保健所に報告を行う。

和歌山市内の状況は…

和歌山市感染症情報センター kansen-wakayama.jp

和歌山市保健所 ☎(073)488-5109